

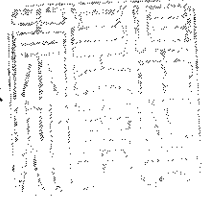


畜 第 145 号

令和元年10月7日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

奈良県知事 荒井 正吾



豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の

一部変更について（意見提出）

令和元年9月27日付け元消安第2510号により照会のありました標記のこと
について、別紙のとおり提出します。

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更に関する意見

- 1 現在、本県では農場での豚コレラの発生はなく、ウイルス感染した野生いのししも確認されていないが、接種推奨地域である三重県に隣接し、野生いのしし対策を尽くしたとしても、発生リスクは高いことから、

◆接種推奨地域の隣接県も、ワクチン接種推奨地域とすること。

◆今後、ワクチン接種の効果を検証し、全国一律のワクチン接種も検討すること

- 2 管理基準の厳格化やワクチンの接種による移動制限により、侵入防止柵の設置やこれまでの出荷先の変更等、農家負担が増加することから、

◆農家の負担軽減策についても防疫指針に明記すること。

- 3 ワクチンを接種した豚は原則、接種地域外への出荷が制限され、と畜場の運営にも影響を与えることから

◆接種推奨地域外のと畜場への出荷について、出荷先の県からも協議が行えるようにすること。

- 4 その他の意見

◆別添のとおり

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更(案)に対する意見

都道府県名	該当箇所		意見
	ページ	項目	
(記入例) 〇〇県	1	前文の● 第●の●の(1)等	〇〇については、農場段階においては…、…であるため、●●に対し、…が望ましいと考える。
奈良県	11	第2章第2節第3-1の4	野生いのししの調査に関して、生体捕獲調査の時期、地域の絞り込み(優先)、生体捕獲調査の頭数等、明確に記載すること。
奈良県	12	第2章第2節第3-3の1	少頭数(ペット)の取り扱いについて明記してほしい。
奈良県	13	第2章第2節第3-3の2の(2)の⑦⑧	抽象的な表現であるため、明確な表現への変更をするか例示を行うこと。
奈良県	13	第2章第2節第3-3の2の(4)	「面的な接種」「接触面は最小」の表現は分かりにくいいため、明確な例示を行うこと。
奈良県	14	第2章第2節第3-3の4	「高度な隔離・監視下にある豚」の定義が何か明確にすること。
奈良県	14	第2章第2節第3-3の5の(1)	接種に先立ち飼養頭数の届け出とあるが、「変更」ほどの程度の変更に対して届け出を出し直すのか。業務が煩雑になりかねないので、月に一回等具体的に決める方が望ましいと考える。
奈良県	14	第2章第2節第3-3の5の(5)の①	豚等の死体に関して、検査をする場合も考えられるので、検査目的を除くと加筆する。
奈良県	14	第2章第2節第3-3の5の(5)の①	生きた豚や精液について、検査を実施した上で接種地域から非接種地域へ移動・流通を可能とすること。
奈良県	14	第2章第2節第3-3の5の(5)の②のア	移動に関して、アに関しては確認者を明確にすること。
奈良県	15	第2章第2節第3-3の6の(1)	必要な検査を明確にすること。
奈良県	15	第2章第2節第3-3の7の(1)~(5)	すべての項目について、対策を明確化すること
奈良県	16	第2章第2節第3-3の9	ワクチン接種終了とともに、第2章第2節第3-3の5接種地域の遵守事項から、6および7の措置を解除する時期を明確化すること。
奈良県	49	第3章第10の3の(2)の⑦	「農場ごとの区分」は柵等で区切り、札で農家ごとの豚がわかれば良いのか、具体的な方法があれば記載願いたい。
奈良県	54	第3章第12留意事項40	(2)、(3)について、分娩母豚数と併せて(2)、(3)を求める。
奈良県	14	第2章第2節第3-3の5の(4)	予防的ワクチン接種地域の製品たい肥を地域内流通に限定することは困難だと思われるが、製品たい肥の基準を明確化して管理対象外という理解でよいか。
奈良県	40	第3章第7の5	「と畜の終了後」ではなく「と殺の終了後」とするべき。